

こんにちは、 日本共産党井上けんじです

日本共産党南地区委員会 5371-9164 自宅 5(FAX 兼用) 6 9 1 - 3 3 2 3

日本共産党京都市会議員団 5 2 2 2 - 3 7 2 8 FAX 211-2130 '14年 7月 13日号

市会議員団ホームページ <http://web.kyoto-inet.or.jp/org/cpgkyoto/> E-mail cpgkyoto@mbox.kyoto-inet.or.jp

戦争への国づくりを決めた7/1の安倍内閣の方針に反対し、早速7/3には集会とデモ行進。雨にも負けずたくさんの市民が参加。井上議員も、この日、出張から帰京、京都駅からまっすぐに参加し、「憲法違反の閣議決定は撤回せよ」「わざわざ海外へ戦争に『出張』するな」と声を挙げました。



安倍内閣が「戦争する国」の方針を決定

戦後65年の平和の歴史を覆す憲法違反の暴挙

7月1日、自民公明安倍内閣が「集団的自衛権の行使を認める」方針を、閣議で決定しました。集団的自衛権とは、日本が攻められたわけでも何でもないのに、わざわざ海外へ出かけてアメリカの戦争に参加することです。憲法違反は明白で、従来の政府の解釈さえ踏みにじるもの、戦後日本の平和憲法の歴史を根本的にひっくり返そうとす

る大暴挙と言うべきものです。この問題について、7日、井上議員が議会で質問しました。

●井上議員↓私は憲法違反だと考えるが、市長の見解は？

○市幹部答弁↓論点として①内閣での解釈変更、②集団的自衛権行使、の二点がある。①はどこまで可能かむずかしい。②は外交上の問題を考慮し

て決定された。政府は説明責任を果たして頂きたい。今後、国会において関連法等の十分な議論を願っている。

●見解を聞いています。①市長にも憲法擁護義務はあるか。②行政は憲法と法律に基づいてすすめる」と理解していいか。

○①擁護義務はある。②憲法に基づいて行政を行っていく。

●「武力の行使」との今回の内閣方針は、誰がどう考えても「武力の行使は永久に放棄、国の交戦権は認めない」との憲法第9条に違反する。憲法を守り、憲法に基づく行政を進めるべき。この立場から国に声を上げよ。○むずかしい問題だ。

市立若杉学園を民間に売却

地下鉄九条駅近く(西入上る)にある市立学園の障害者施設「若杉学園」(写真右下)が、木津川市に本部を置く社会福祉法人「京都ライフサポート協会」に民間移管

されることになりました。た。「公設民営」ではなく、施設自体を売却(土地は無償貸与)しますから、「委託」ではなく「移管」となり、従って今後は「民設民営」の施設と

●従来、政府も「現憲法上、集団的自衛権は認められない」と言ってきた。今回の決定は、過去の政府自身をも欺くものだ。○どの範囲まで許容されるか。むずかしい。

●三重県の松阪市長は憲法違反で政府を訴えるとのこと。感想は。

○今後、憲法との整合性について国会で議論されていく。

6月23日、井上議員の紹介で、「JR西大路駅のバリアフリー化を求める実行委員会」の皆さんが京都市と懇談されました。10人余りの皆さんが参加され、一日も早い実現を、と強く要求、市は「我々からもJR側に求めている」との回答でした。引き続き、JR西日本にも懇談申し入れの予定です。



井上議員もかつては民間福祉分野で働いていたこともあり、民間への思い入れは人一倍ですが、やはり市が公的責任を後退させるのは問題ありと考えます。乞う、ご意見。

